

令和8年4月1日

令和8年度

東京都立城東高等学校

いじめ防止対策推進基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめの定義、いじめの禁止の他、以下に記載する4項目について、平成26年7月10日に発行された東京都いじめ防止対策基本方針に従い、その他の事項についても同方針を参酌する。

- ・いじめを生まない、いじめを許さない学校づくり
- ・生徒をいじめから守り、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- ・教員のいじめに対する指導力の向上と組織的対応
- ・保護者、地域、関係機関と連携した取り組み

2 組織等の設置

(1) 健全育成委員会をいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織とする。

(2) 重大事態が発生した場合には、生徒部が当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 防止等に関する取り組み

(1) 未然防止を目的とした取り組み

ア 教職員は、あらゆる指導の場面において、いじめは絶対に許されないことを生徒に伝え、学校全体に雰囲気醸成されるよう指導を行う。

イ 教職員は、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動や体験活動などの推進等を行うことにより、生徒がいじめに向かわない態度や能力が育成されるよう指導を行う。

ウ 教職員は、生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進させる。

エ 教職員は、校内研修等を通していじめの防止に向けた資質の向上に努める。

オ 教職員は生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動を推進させる。

カ 教職員は、面談、家庭訪問、学校通信などを通じ、家庭との緊密な連携並びに協力を行う。

(2) 早期発見を目的とした取り組み

ア 健全育成委員会による定期的なアンケート調査、教員による教育相談の実施等により、早期のいじめの実態把握及び生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。

イ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等により相談体制を整備する。

ウ いじめに関する情報は臨時の職員会議等の開催により速やかに教職員全体で共有を図る。

(3) 早期対応時の順守事項

- ア 教職員は、いじめ、またはいじめが疑われる状況を発見した場合、速やかに管理職への報告を行う。
- イ 教職員は、対応を行う際には、いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ウ 教職員は、対応を行う際には、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- エ 教職員は、いじめた生徒に対して教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。
- オ 教職員は、いじめを見ていた生徒に対して自分の問題として捉えられるよう指導を行う。
- カ 教職員は、いじめられた、いじめた生徒への対応を踏まえ、保護者に適切な支援や助言を行う。
- キ 校長は、必要に応じて保護者会の開催などを指示し、保護者との情報共有を行う。
- ク 校長は、必要に応じて関係機関や専門家等との相談並びに連携を教職員に指示し、適正な対応が取られるよう努める。
- ケ 校長は、事案が犯罪行為として取り扱われる可能性について検討を行い、懸念があると判断した場合は事案について警察と相談を行う。

(4) 重大事態対応時の順守事項

- ア 学校は、関係機関や専門家等との相談や連携体制を速やかに構築し、対応に反映させる。
- イ 学校は、警察に相談を行い、連携した対応を行う。
- ウ 学校は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施し、東京都による調査が行われる場合は、その調査及び調査結果に対する再調査に協力する。